



## 障害者が単独で鉄道に乗車する場合に、100kmを超える長距離でなくても割引が受けられるようにしてほしい (概要)

### —行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局(高野修一(たかの しゅういち)局長、以下「当局」)は、「障害者が単独で鉄道に乗車する場合、100kmを超える長距離でなくても、割引が受けられるようにしてほしい」との行政相談を受けました。

申出を受け、当局では、行政苦情処理委員会(甲斐一政(かい かずまさ)座長)に諮り、その意見を踏まえて、平成24年2月29日、中部運輸局に対して、障害者が日常生活においても鉄道運賃割引を受けられるように、障害者が単独で片道 100km以内の乗車をする場合であっても運賃割引を行うよう積極的に鉄道事業者に要請するようあっせんしました。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局

首席行政相談官室 深山

電話 052(972)7416

## 【行政相談の要旨】

身体障害があり身障者手帳を持っている。

できるだけ自立して生活できるように単独で鉄道を利用するが、単独で乗車した場合、鉄道事業者によって料金の割引があったり、なかったりする。

障害者が単独で出歩ける機会を増やし、自立した移動を可能にするためにも料金を割引する事業者を増やしてほしい。

## <制度の概要>

- 鉄道運賃の割引は、法令に基づくものではなく、関係機関の要請等を踏まえ、各鉄道事業者がその判断により実施

昭和25年、日本国有鉄道が身体障害者を対象に実施したのが始まり。その後、JR各社は、平成3年に対象を知的障害者にも拡大（注1）

- 障害者は、障害の程度により第一種と第二種に区分。JR各社は、次のような割引を実施

① 第一種の方は、介護者が同乗した場合は、乗車距離にかかわらず50%割引

単独で乗車した場合は、連絡運輸（注2）を含めて片道乗車距離が100kmを超えた場合に50%割引

② 第二種の方は、介護者の同乗が想定されておらず、連絡運輸（注2）を含めて片道乗車距離が100kmを超えた場合に50%割引

- 各鉄道会社は、JR各社の動きを参考にしながら、それぞれの判断で障害者の割引を実施

（注1） 身体障害者＝身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者  
知的障害者＝昭和48年の厚生省通知に基づく療育手帳の交付を受けている者

（注2） 連絡運輸＝鉄道会社同士が契約を結び、1枚の切符で相互の鉄道に乗車できるようにしているケース

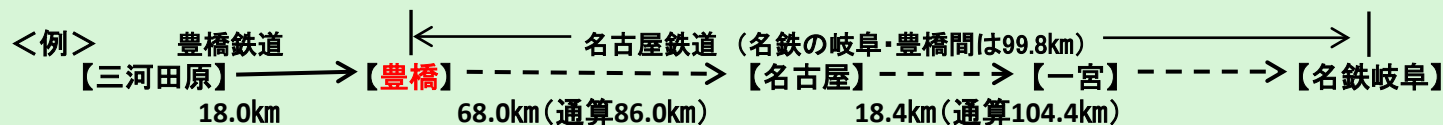
## <当局の調査結果>

- 東海4県（愛知、岐阜、静岡、三重）では、JRを除き計23鉄道事業者が営業  
これらの事業者は、 第一種の方が介護者と同乗した場合は、乗車距離にかかわらず50%割引を行っているが、障害者が単独で乗車した場合の割引の実施は、次のとおり。（別添資料参照）

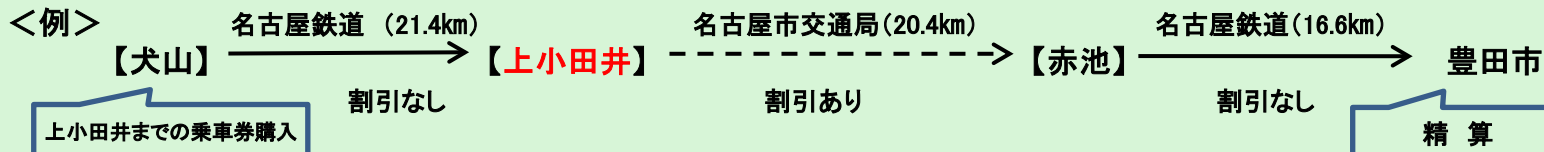
- ① JRと同じく、片道の乗車距離が連絡運輸を含めた100kmを超えた場合に50%割引 = 8社
- ② 乗車距離にかかわらず50%割引 = 13社
- ③ 障害者が単独で乗車する場合の割引制度なし = 2社

- 国は、障害者が障害のない者と同様に生活し活動するノーマライゼーションを推進するため、駅舎等のバリアフリー化を進めているが、片道100kmを超える場合のみに割引を適用する場合、次のような状況が発生

- ① 第一種の方（例えば、目の不自由な方）は、介護者と同乗すれば乗車距離にかかわらず50%割引となるが、単独で乗車した場合は、100kmを超えないと割引が適用されない。
- ② 片道100kmを超える場合に割引の適用がある8社のうち、6社は自社路線が100km未満。連絡運輸を含めても、100kmを超えて乗車する機会のごく限られる。



- ③ 障害者割引の取扱いが異なる複数の鉄道を乗り継ぐ場合、一旦、途中駅までの乗車券を購入して乗り越してから、降車の際に割引分を精算するという煩瑣な手続をとることになる。



- 障害者割引を実施していない2事業者は、親会社からの経営分離後に、親会社の運賃規定（片道100kmを超える場合に割引）を踏襲。しかし、自社路線では100km未満で、連絡運輸もないため、事実上、割引適用がない。

### < 鉄道事業者の意見 >

#### 【乗車距離に関係なく割引を実施している事業者】

公共交通機関は障害者にとって重要な移動手段であると認識。乗車距離にかかわらず割引することは、割引分を減収とみるか、割引により乗客が増えたとみるかの経営方針の問題

#### 【100kmを超える場合に割引を実施している事業者】

割引適用が稀なことは事実。乗車距離にかかわらず割引を適用することとした場合の減収は、福祉の観点から行政が負担すべきもの

#### 【割引を実施していない事業者】

沿線市町村からの支援によって経営している状況であり、減収につながる割引適用の拡大は困難

#### 【運賃収入への影響】

今回、当局が鉄道事業者から聞き取り調査した結果では、運賃収入に占める乗車券・回数券の障害者割引の実績は、最大で0.53%（乗車距離にかかわらず割引、精神障害者にも割引を実施）、最小で0.023%（片道の乗車距離が100kmを越える場合に割引適用）

#### 【バス運賃の状況】

- バス事業者は、障害者が単独で乗車した場合、介護者が同乗した場合を問わず、乗車距離にかかわらず50%割引を実施  
鉄道事業者系列のバス事業者が乗車距離にかかわらず割引を適用するのに、同系列の鉄道事業者は、100kmを超えないと割引しないケースあり。

#### 【行政当局の対応】

- 中部運輸局は、国土交通本省からの割引適用範囲拡大の要請を各鉄道会社に送付し、理解と協力を求めている。

## 行政苦情処理委員会の意見

政府はノーマライゼーションの推進を図っており、駅等の構造・設備等、ハード面では着実な進展がみられる。

しかし、障害者が単独で乗車した場合、片道100kmを超えないと運賃の割引が受けられないとしている鉄道事業者については、障害者が日常生活の中でその適用が受けられることは稀なものと考えられる。

中部運輸局は、バリアフリーを促進する機関として、鉄道事業者に対し、より積極的な働きかけを行うことが期待される。

## 当局の対応

当局では、平成24年2月29日に、中部運輸局に対し、次の事項をあっせんしました。

- 1 障害者が単独で乗車する場合、連絡運輸を含めて片道100kmを超えないと割引を適用しない鉄道事業者について、可能な事業者から、順次、距離制限をなくすよう積極的に要請すること。
- 2 障害者が単独で乗車する場合の割引を行っていない事業者については、可能な限り距離制限のない割引制度を導入するよう要請すること。

別添資料

東海4県に所在する鉄道事業者（JRを除く）の障害者が単独で乗車した場合の普通乗車券の割引の実施状況

県	事業者名	主な路線名 (km)	身障者・知的障害者が単独で乗車した場合の普通乗車券の割引		備考
			身体障害者	知的障害者	
愛知県	名古屋鉄道	総延長 444.2 名古屋本線 (99.8)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	近畿日本鉄道	総延長 508.2 名古屋線 (78.8)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	名古屋市交通局	東山線 (20.6)	・名古屋市内在住の身体障害者手帳（1～4級）保持者=100% ・名古屋市非在住の身体障害者手帳保持者=50%	・名古屋市長の発行する愛護手帳保持者=100% ・名古屋市非在住の療育手帳保持者=50%	名古屋市が負担
	豊橋鉄道	渥美線 (18.0)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	東海交通事業	城北線 (11.2)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	名古屋ガイドウェイバス	志段味線 (6.5)	・名古屋市内在住の身体障害者手帳（1～4級）保持者=100% ・名古屋市非在住の身体障害者手帳保持者=50%	・名古屋市長の発行する愛護手帳保持者=100% ・名古屋市非在住の療育手帳保持者=50%	名古屋市が負担
	名古屋臨海高速鉄道	西名古屋港線 (15.2)	・名古屋市内在住の身体障害者手帳（1～4級）保持者=100% ・名古屋市非在住の身体障害者手帳保持者=50%	・名古屋市長の発行する愛護手帳保持者=100% ・名古屋市非在住の療育手帳保持者=50%	名古屋市が負担
	愛知高速交通	東部丘陵線 (8.9)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	愛知環状鉄道	愛知環状鉄道線 (45.3)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
静岡県	伊豆急行	伊豆急行線 (45.7)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	伊豆箱根鉄道	駿豆線 (19.8)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	岳南鉄道	岳南鉄道線 (9.2)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	静岡鉄道	静岡清水線 (11.0)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	大井川鉄道	大井川線 (39.5) 井川線 (25.5)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	遠州鉄道	鉄道線 (17.8)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	天竜浜名湖鉄道	天竜浜名湖線 (67.7)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
	岐阜県	養老鉄道	養老線 (57.5)	割引制度なし	割引制度なし
樽見鉄道		樽見線 (34.5)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
明智鉄道		明智線 (25.1)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
長良川鉄道		越美南線 (72.1)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	
三重県	三岐鉄道	三岐線 (26.5) 北勢線 (20.4)	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	連絡運輸を含め片道 100 kmを超える区間=50%	
	伊賀鉄道	伊賀線 (16.6)	割引制度なし	割引制度なし	
	伊勢鉄道	伊勢線 (22.3)	距離制限なし=50%	距離制限なし=50%	

(注) 中部運輸局等の資料に基づき当局が作成。  
 = 割引制度なし、  
 = JR等の連絡運輸する路線を加えて片道100キロを超える場合に適用、  
 = 乗車距離にかかわらず割引を適用。